



島根県報

平成23年7月29日（金）

号外 第 151 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

（建 築 住 宅 課） 2

公布された条例等のあらまし

◇島根県建築基準法施行細則の一部を改正する規則（規則第64号）

1 規則の概要

- (1) 指定確認検査機関で確認済証の交付を受けた建築物等の建築主等は、工事取りやめ届、工事監理委託状況報告書、工事監理者報告書、工事施工者報告書及び工事監理状況報告書を当該機関へ提出できることとした。（第6条第1項・第11条第1項－第3項・第11条の2関係）
- (2) 指定確認検査機関は、工事取りやめ届、工事監理委託状況報告書、工事監理者報告書及び工事施工者報告書を受理したときは、その旨を知事に報告することとした。（第6条第2項・第11条第4項関係）
- (3) 平成23年8月1日における松江市及び八束郡東出雲町の合併による同町の同市への編入に伴い、積雪荷重の表を改正することとした。（第11条の3第1項の表関係）
- (4) その他規定の整備

2 施行期日

公布の日から施行することとした。ただし、1の(3)については、平成23年8月1日から施行することとした。

規 則

島根県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年7月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第64号

島根県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

島根県建築基準法施行細則（昭和48年島根県規則第75号）の一部を次のように改正する。

第2条中「（以下「確認申請等」という。）」を削る。

第4条第1項中「以下「確認済証」を「次条において「確認済証」に改める。

第6条中「確認済証」を「法第6条第4項（法第87条第1項、法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）、法第6条の2第1項（法第87条第1項、法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）又は法第18条第3項（法第87条第1項、法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による確認済証」に改め、「建築主事」の次に「又は確認済証を交付した指定確認検査機関」を加え、同条に次の1項を加える。

2 指定確認検査機関は、前項の工事取りやめ届を受理したときは、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。

第8条の次に次の1条を加える。

（仮使用の承認の申請書の提出部数）

第8条の2 省令第4条の16第1項に規定する仮使用の承認の申請書は、正本1通及び副本2通を提出しなければならない。

第9条第1項第7号中「若しくは」を「又は」に改める。

第11条第1項中「含む。）」の次に「又は法第6条の2第1項」を、「建築主事」の次に「又は確認済証を交付した指定確認検査機関」を加え、同条第2項中「建築主事」の次に「又は確認済証を交付した指定確認検査機関」を加え、同条第3項中「法第6条第1項（法第87条第1項、法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）」の次に「若しくは法第6条の2第1項（法第87条第1項、法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）」を、「建築主事」の次に「又は確認済証を交付した指定確認検査機関」を加え、同条に次の1項を加える。

4 指定確認検査機関は、第1項第2号若しくは第3号、第2項又は前項の報告書を受理したときは、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。

第11条の2中「法第6条第4項の規定による」及び「がすべて終了した後7日以内に、当該工事」を削り、「建築主事」を「完了検査申請書に添えて、建築主事又は指定確認検査機関」に改める。

第11条の3第1項の表東出雲町の項を削る。

第12条第1項中「(様式第9号)」の次に「の正本1通及び副本2通」を加える。

第13条第1項中「第42条第1項第5号」を「第42条第1項第4号又は第5号」に、「道路位置指定(変更・廃止)申請書」を「道路(位置)指定(変更・廃止)申請書」に改め、同条第2項中「道路位置指定(変更・廃止)通知書」を「道路(位置)指定(変更・廃止)通知書」に改める。

第14条第4項中「第6条」を「第6条第1項」に、「取り止めた」を「取りやめた」に、「これら」を「第4条及び第5条」に、「とあるは」を「とあるのは」に改め、「「知事」」の次に「と、第6条第1項の規定中「建築主事又は確認済証を交付した指定確認検査機関」とあるのは「知事」」を加える。

第14条の2第4項及び第14条の3第4項中「第6条」を「第6条第1項」に、「取り止めた」を「取りやめた」に、「これら」を「第4条及び第5条」に改め、「「知事」」の次に「と、第6条第1項の規定中「建築主事又は確認済証を交付した指定確認検査機関」とあるのは「知事」」を加える。

第17条第2項中「及び副本」を「1通及び副本3通」に改める。

第18条中「又は第2項」を「、第2項又は第3項」に、「及び省令第10条の21第1項に規定する認定取消し申請書」を「又は許可申請書」に、「副本2通」を「副本5通」に改め、同条に次の1項を加える。

2 省令第10条の21第1項に規定する認定又は許可取消し申請書は、正本1通及び副本3通を提出しなければならない。

第19条中「模様替」の次に「(政令第137条の7及び政令第137条の12第4項に規定する範囲内のものに限る。)」を、「(様式第15号)」の次に「の正本1通及び副本1通」を加える。

第19条の2中「副本2通」を「副本3通」に改める。

第19条の3第4項中「第6条」を「第6条第1項」に、「取り止めた」を「取りやめた」に、「これら」を「第4条及び第5条」に改め、「「知事」」の次に「と、第6条第1項の規定中「建築主事又は確認済証を交付した指定確認検査機関」とあるのは「知事」」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(法で規定するその他の認定申請書の提出部数)

第19条の4 省令第10条の4の2第1項に規定する認定申請書は、正本1通及び副本5通を提出しなければならない。

「島根県知事
様式第3号中 島根県知事 様 を (建築主事) 様 に改める。
(建築主事) 」 (指定確認検査機関) 」

様式第8号、様式第8号の2、様式第8号の3及び様式第8号の4中「建築主事様」を「建築主事 様 に改め
指定確認検査機関 」

る。

様式第10号表面中「道路位置指定(変更・廃止)申請書」を「道路(位置)指定(変更・廃止)申請書」に、「位置の」を「(位置の)」に改め、同様式裏面中「道路位置指定(変更・廃止)承諾書」を「道路(位置)指定(変更・廃止)承諾書」に、「位置の」を「(位置の)」に改める。

様式第10号の2中「道路位置指定(変更・廃止)通知書」を「道路(位置)指定(変更・廃止)通知書」に改める。

「島根県知事
様式第16号中 島根県知事 様 を (建築主事) 様 に改め、同様式注2中「建築主事」の次に「又は確認
(建築主事) 」 (指定確認検査機関) 」

済証を交付した指定確認検査機関」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第11条の3第1項の表東出雲町の項を削る改正規定は、平成23年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の島根県建築基準法施行細則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。